

さいたま市日中一時支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市日中一時支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する日中一時支援（以下「日中一時支援」という。）を実施した同条第4号に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象になる経費は、登録事業者が、実施要綱第6条第5項に規定する利用者（以下「利用者」という。）に日中一時支援を行う際に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額（以下「補助額」という。）は、別表に定めた単位に10円を乗じて得た金額（以下「補助基準額」という。）の9割とする。

2 補助基準額から補助額を差し引いた額が、実施要綱第9条に規定する負担上限月額を超える場合は、当該超過額を補助額に上乗せするものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに国民健康保険団体連合会に電子申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長が前条の規定による申請内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、国民健康保険団体連合会が交付決定通知書により登録事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 登録事業者は、市長から要求があったときは、日中一時支援事業の遂行状況について書面で報告しなければならない。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた登録事業者は、事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならぬ。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、保健福祉局長の決裁のあった日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(基本報酬)

基本利用		
利用時間	6時間未満	6時間以上
単価	414単位	518単位

ただし、医療機関又は重症心身障害児施設である事業所で日中一時支援を行う場合は、以下のとおりとする。

医療機関又は重症心身障害児施設利用		
利用時間	6時間未満	6時間以上
単価	1243単位	1864単位

対象者は、以下に該当する者

- (1) 18歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すること。
 - (ア) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - (イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者
 - (ウ) 区分5以上に該当し、医療的ケアスコア16点以上の者
 - (エ) 区分5以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者
 - (オ) 区分5以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働大臣告示236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害であって医療的ケアスコアが8点以上の者
 - (カ) (ア)から(オ)までに掲げる者に準じる状態であると市長が認めた療養介護の対象者
- (2) 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児
 - (イ) 医療的ケアスコアが16点以上である障害児

(加算)

送迎加算	55単位（1回につき）
利用者上限額管理	155単位

(日中活動系サービスとの同一日利用)

1. 日中活動系サービスに係る障害福祉サービスを利用した場合、同一日においては、本報酬を算定することはできない。ただし、介護を行う者の事情により、日中活動系サービスに係る障害福祉サービスを利用後、引き続き日中一時支援を利用する場合は、原則、16時から19時までの間の利用に限り、次の2又は3により算定することができる。
2. 同一日に同一敷地内の事業所において法第5条第7項に規定する生活介護及び14項に規定する就労継続支援と連続して利用する場合は、利用者1人に対して1日につき6時間未満の所定単位数に100分の50を乗じて得た単位数をもって算定する。
3. 同一日に同一敷地外の事業所において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、法という。）第5条第7項に規定する生活介護及び第14項に規定する就労継続支援を利用した場合は、利用者1人に対して1日につき6時間未満の所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数をもって算定する。